

プラスチック資源物（仮称）の資源化について

1 内容

製品プラスチックの資源化については、現在行っているプラスチック製容器包装に加えて、プラスチック“だけ”でできている製品を「同じ収集日」「同じ袋」で収集するとした『案1』と仮定し、メリット・デメリット及び費用負担等を整理した。

2 想定する資源化手法

- (1) (公財)日本容器包装リサイクル協会（以下、「協会」という）に委託し、再商品化を行う方法（以下、「協会ルート」という）。
- (2) 市区町村が再商品化計画を作成し、国の認定を受けた認定再商品化計画に基づいて、再商品化実施者（以下、「事業者」という）と連携して再商品化を行う方法（以下、「認定ルート」という）。

3 メリット・デメリット

本市の観点でメリットに○、デメリットに×を記す。ただし、一般的に○もしくは×とされているものの、その通りに評価しない場合は△を記し、注釈を付与した。

(1)協会ルート

- ×入札によって事業者が決まるため、リサイクル手法を選択できない。
- 業者決定及びその資源化対応の進捗管理は協会が行うため、市の負担が小さい。

(2)認定ルート

- △分別精度が悪くても、ケミカルリサイクルを選択することで安定的に再商品化できる。
 ⇒環境負荷低減の観点から、現段階では出来る限りマテリアルリサイクルを前提とする。
- 地産地消型リサイクルを選択できる。
- ×実施するための認定申請は専属の職員配置を要する。また3年毎に申請し直しが必要なほか、協会が担っている月々の資源化対応の進捗管理、品質調査の全てを市で行うこととなる。
- 再資源化費用は協会ルートより安価になる場合がある。

4 想定数量を前提とした費用比較（※いずれも株加藤商事リサイクルプラントでの中間処理を前提とした。）

製品プラスチックの資源化費用は市が100%支出する。一方、容リプラの資源化費用は特定事業者が99%を負担し、市が1%負担する。そのため、容リプラ分は100～150万円程度である。

資源化主体	協会	A社	B社	C社	D社	E社
金額(万円)	4,056	4,283	3,327	2,478	4,307	3,715
資源化手法	マテリアル orケミカル 落札業者による ※現在は食品トレー	マテリアル ごみ袋 梱包資材 パレット等	ケミカル コークス炉 化学原料利用、ガス化	マテリアル パレット 買い物かご 等	ケミカル ガス化	ケミカル コークス炉 化学原料化 法

5 まとめ

- (1)製品プラスチックを資源化する場合、プラをプラとして分別するという分かりやすさと資源化促進が図れる。一方、費用負担の面では、現在の容器包装プラスチック資源化に加えて4,000万円程度の支出増加となる。
- (2)実施について、環境負荷低減効果と費用負担のバランスを考慮し、検討を継続する。
- (3)なお実施する場合は、移行に伴う負担や価格変動リスクを考慮し、協会ルートとしたい。